

○矢巾町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱

平成29年3月30日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、矢巾町地域生活支援事業の実施に関する規則（平成29年矢巾町規則第6号）第2条第2項第7号の規定に基づき、身体障害者自動車改造費助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 自動車改造費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条に規定する運転免許証の交付を受けている者
- (3) 道路交通法第91条に規定する自動車等を運転するについて必要な条件を満たすため、自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (4) 助成金を支給する月の属する年の前年の所得税課税金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(事業の内容)

第3条 この事業は、前条に定める対象者が就労等に伴い自動車を改造する場合に、その自動車の改造に要する経費の一部を支給するものとする。

(助成額)

第4条 この告示による助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件当たり10万円を限度とし、1車両につき、1回限りとする。

(申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造完了後6箇月以内に、身体障害者自動車改造費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し

- (2) 対象者の運転免許証の写し
- (3) 対象者の属する世帯の前年分の所得金額が確認できる書類
- (4) 自動車の改造箇所及び改造経費が明らかとなる書類
(決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、支給の可否を身体障害者自動車改造費助成決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定による支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、町長の指定する期日までに身体障害者自動車改造費助成請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 改造を行った自動車の自動車検査証の写し
- (2) 自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(費用の返還)

第8条 町長は、決定者が申請又は請求にあたり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、決定者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。